石岡市一般廃棄物処理基本計画（概要版）

令和７年３月作成

１．計画策定の背景および目的

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「石岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づいて、本市が長期的・総合的視点に立って、計画的な一般廃棄物処理の推進を図るための基本方針となるものです。

石岡市では、令和２年３月に策定、令和４年 12 月に改定した「石岡市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量化、資源化等を推進してきました。また、令和３年度に新広域ごみ処理施設である「霞台クリーンセンターみらい」が稼働し、石岡地区と八郷地区の分別区分を統一し、１つの処理施設で処理ができるようになりました。

この度の改定では、前計画の中間目標年度（令和６年度）における計画目標の達成状況、社会経済情勢の変化や施策の評価を踏まえ、前計画の見直しを行います。

２．計画の適用範囲

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物の２つに区分され、一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物のことを指します。本計画では「一般廃棄物（ごみ及び生活排水）」を対象とします。

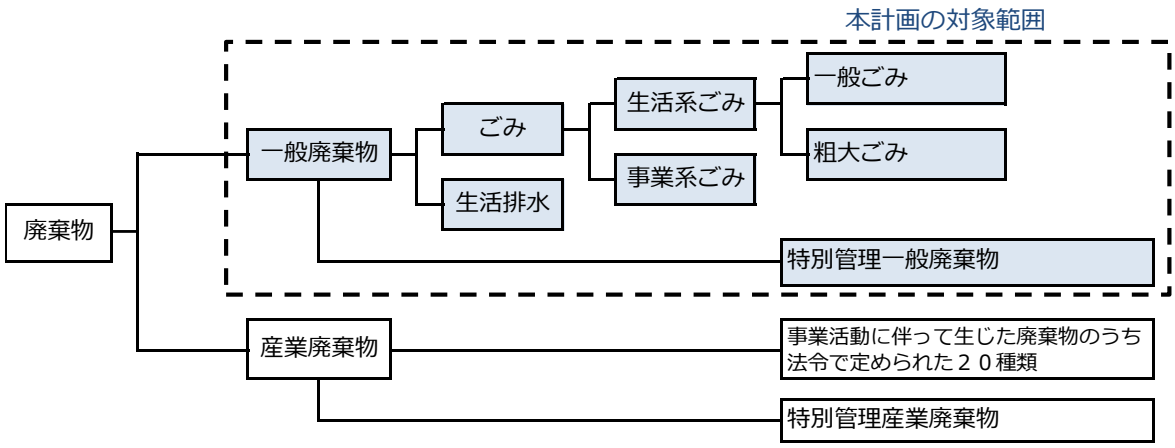

３．計画目標年度

本計画の計画期間は、令和７年度から令和16年度までの10年間とし、中間目標年度を令和 11 年度、計画目標年度を令和 16 年度とします。

なお、本計画は、概ね５年ごとに見直しを行います。

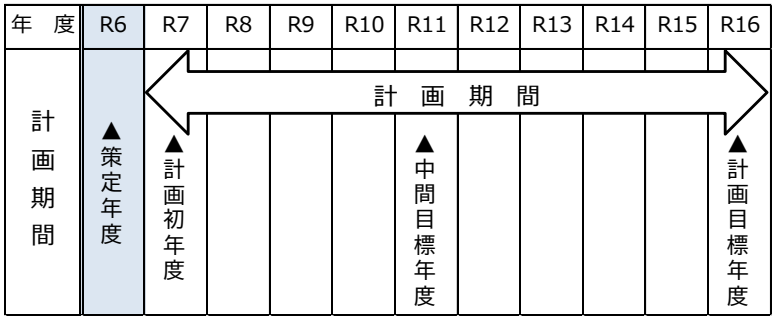

４．ごみ処理の現状

（１）　１人１日当たりの家庭系ごみ排出量

本市の１人１日当たりの家庭系ごみ排出量は、令和３年度以降、減少に転じています。

一方で、全国及び茨城県と比較すると、全ての年度で、全国及び茨城県の平均値を上回っています。

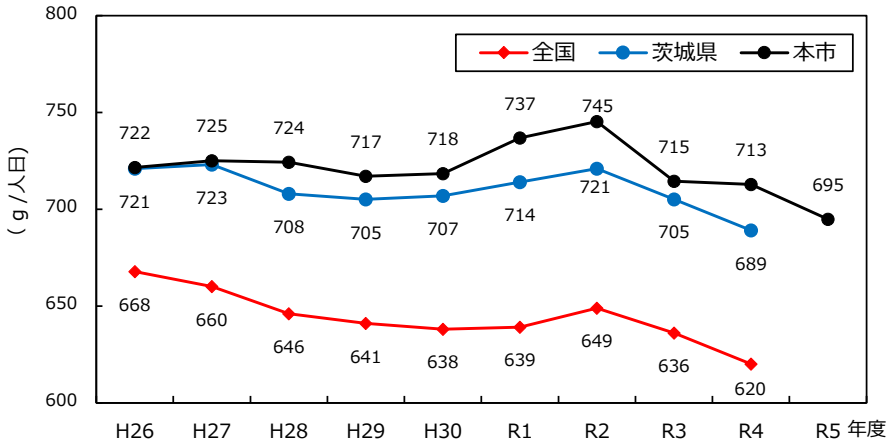

全国及び茨城県の出典：環境省一般廃棄物処理実態調査結果

（２）　資源化率

本市の資源化率は、令和３年度以降、大きく上昇しています。

全国及び茨城県と比較すると、令和２年度までは平均値を下回っていましたが、令和３年度以降は平均値を上回っています。

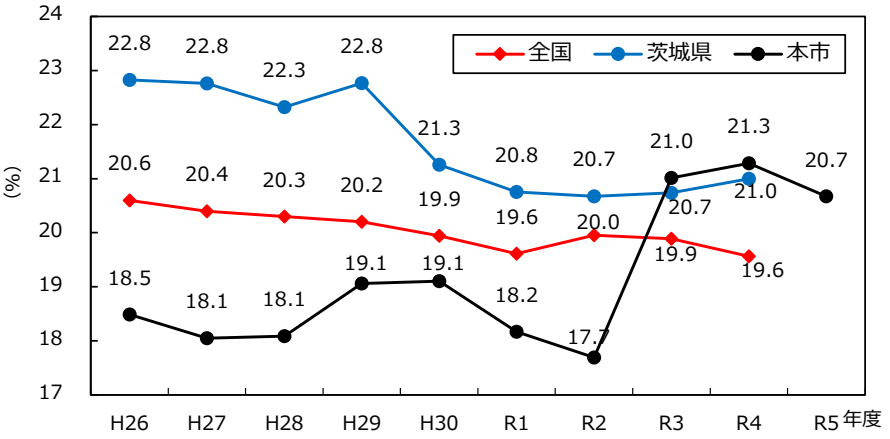

全国及び茨城県の出典：環境省一般廃棄物処理実態調査結果

５．ごみ処理の課題

（１）　ごみの排出抑制

本市の１人１日当たりの家庭系ごみ排出量は、全国及び茨城県の平均値を上回っており、前計画の目標値も達成できていません。今後も、ごみの排出抑制等につながる取り組みを継続・強化していくとともに、効果的な施策を検討していく必要があります。

（２）　ごみの資源化

本市の資源化率は、令和３年度以降全国及び茨城県の平均値を上回っており、前計画の目標値もほぼ達成しています。一方で、燃やすごみには一定量の紙・布類が含まれており、資源化可能なごみが混入している可能性があることから、引き続き、市民に対する分別の徹底を周知・啓発し、更なる資源化率の向上を目指していく必要があります。

（３）　その他

令和３年度の霞台クリーンセンターみらいの稼働開始に伴い、石岡地区、八郷地区でごみの分別区分が統一されました。今後は、新たな分別区分の周知、分別方法の啓発・指導等、分別収集の徹底に効果的な施策を検討していく必要があります。

6．ごみ処理基本計画における基本理念及び基本方針

本計画では、ごみの排出抑制及び資源の循環利用を推進していくものとして、以下の基本理念、基本方針を掲げます。

（1） 基本理念

石岡市　ごみ処理基本計画　基本理念

人と自然が調和し、資源の循環利用を推進するまち　いしおか

（2） 基本方針

基本方針１：市民・事業者・行政の連携によるごみの減量化・資源化の推進

ごみの減量化・資源化を最優先事項と位置付け、市民は環境に配慮したライフスタイルや３Ｒに取り組み、事業者は製品の生産から廃棄まで適正なリサイクルや処分について責任を負い、市は市民・事業者を支援するための施策を実施する等、三者の連携による取り組みを推進していきます。

基本方針２：環境負荷の少ないごみ処理システムの構築

令和３年度に分別区分の変更を行ったことから、今後は新たな分別区分の周知、指導を徹底していくとともに、現状の分別区分や収集運搬、中間処理及び最終処分等の体制の見直しを行っていきます。

7．ごみ処理基本計画における目標値の設定

基本理念と基本方針に基づき、ごみ処理に関する施策を実施することで、以下の目標値を達成することを目指します。

項　目	単位	中間目標 (令和 11 年度)	計画目標 (令和 16 年度)
１人１日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	660	625
事業系ごみ排出量	t/年	6,205	5,942
資源化率	%	21.6	23.0

目標１：１人１日当たりの家庭系ごみ排出量

令和５年度で 695 g/人・日だった１人１日当たりの家庭系ごみ排出量を、70 g/人・日（約 10%）削減し、計画目標年度（令和 16 年度）に「625 g/人・日」まで削減します。

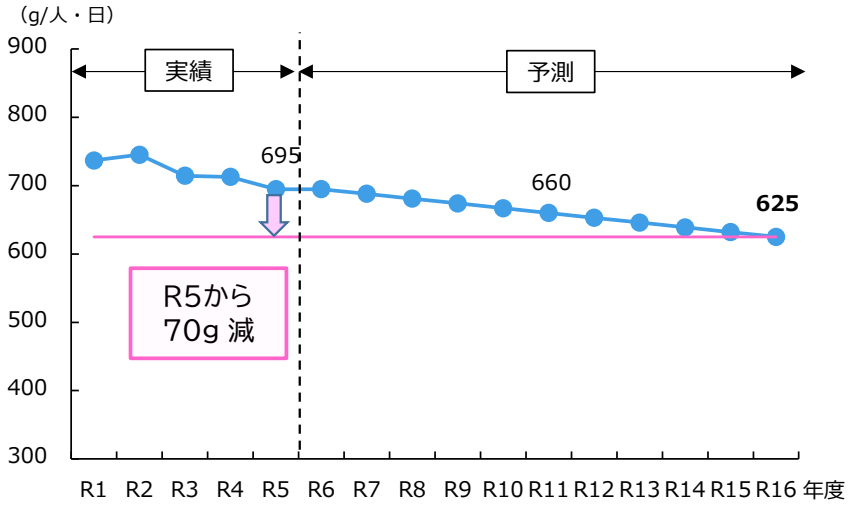

目標２：事業系ごみ排出量

令和５年度で 6,467 t/年だった事業系ごみ排出量を、525 t/年（約 8%）削減し、計画目標年度（令和 16 年度）に「5,942 t/年」まで削減します。

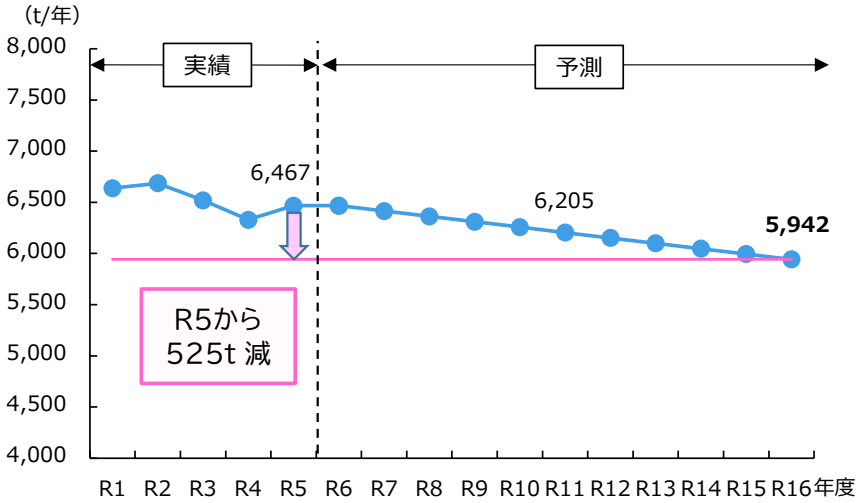

目標３：資源化率

令和５年度で 20.7%だった資源化率を、計画目標年度（令和 16 年度）には、2.3%（約 11%）向上した「23.0%」まで引き上げます。

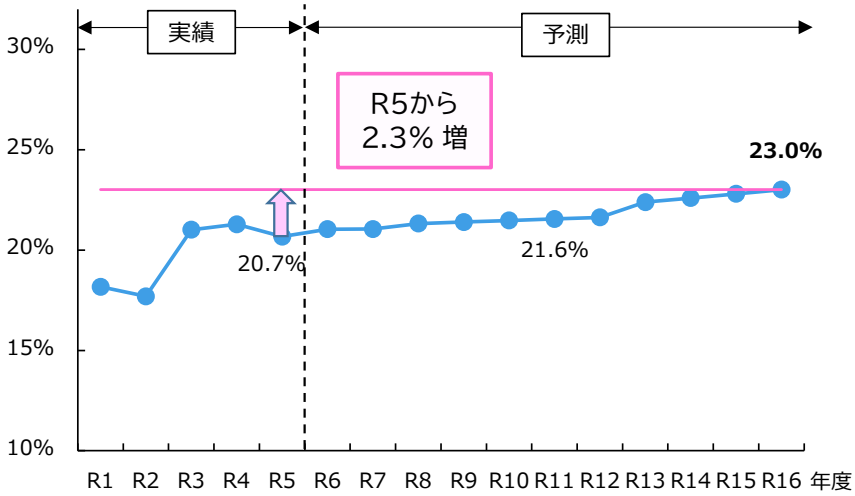

８．ごみ処理基本計画にて推進する施策

本計画では、以下の施策を推進していきます。

基本理念

人と自然が調和し、資源の循環利用を推進するまち　いしおか

基本方針１

市民・事業者・行政の連携によるごみの減量化・資源化の推進

1　生ごみの減量・資源化

（１）食品ロス削減に向けた啓発

市民及び事業者に対して、食品ロスの削減に向けた啓発活動に努めます。

① 広報で食品ロスの削減及びデコ活についての記事を引き続き掲載

② 食べきり、持ち帰りに関する国の方針等の最新知見の収集、情報提供の実施

（２）生ごみ処理機等の使用による減量化の啓発

電動生ごみ処理機の貸出を実施し、生ごみの自家処理の推進や意識の高揚を図ります。

① 市のﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ等を通じた電動生ごみ処理機のﾓﾆﾀｰ募集事業に関する周知を実施

② 電動生ごみ処理機の購入における助成金制度の事業化に向けた取り組みの推進

③ 家庭での生ごみの自家処理の推進に向けた啓発活動を実施

（３）水切り徹底の啓発

2　エコ活動促進のための情報発信

（１）市民に対する呼びかけ、協力要請

プラスチックごみを始めとする資源ごみの資源化に向けた周知、啓発を推進します。

① プラスチック類の資源化に向けて、分別区分の追加や資源化ルートの確保を検討

② 不要品の譲渡・売却ができる地域情報サイトを活用したリユースの推進

③ レジ袋の削減や３Ｒに関する周知・啓発活動

（２）事業者に対する啓発及び協力要請

（３）市の率先した取り組み

（４）広報紙、ホームページ、説明会等による情報提供

3　市民・事業者の取組みの推進

（１）資源ごみ回収事業補助金制度の実施

（２）エコショップ認定制度

4　環境学習機会の創造

（１）ごみの発生抑制、再資源化、環境保全に関する環境学習及び体験型環境学習の推進

（２）環境学習用教材や副読本の作成検討及び教育委員会と連携の検討

（３）集客力のあるイベントにおけるごみに関する出典や企画の開催

消費生活展におけるごみ関連の展示を継続し、展示内容の見直しを行います。

（４）民間事業者と共同でキャンペーン等を推進

5　快適な生活環境の維持

（１）高齢者等を対象としたごみ出し支援サービス等の協力

（２）関係機関と連携した野外焼却及び不法投棄防止対策の推進

基本方針２
　環境負荷の少ないごみ処理システムの構築

6　分別の徹底

（１）転入者、外国人等への分別ルール等の情報提供

（２）ごみ分別ガイド等の見直し検討及び広報への掲載

分別区分の見直しなどに伴うごみ分別ガイドの見直しを引き続き実施します。

① ごみ分別ガイドの見直しを適宜実施

② 霞台厚生施設組合や組合構成市町とごみの分別等に関する情報共有を行い、入手した情報をごみの分別区分の見直し等に役立てる

（３）分別状況の確認、啓発

霞台厚生施設組合やごみ収集業者と連携し、ごみの分別の徹底を推進します。

① 分別されていないごみに啓発シールを貼り、集積所に残すこと等で分別の徹底を促進

② 事業者に対して、霞台厚生施設組合との合同での搬入ごみの内容確認を継続し、直接搬入者、許可業者、委託業者の意識向上を図る

7　霞台クリーンセンターみらいの維持・管理

（１）維持管理のための連携・協力

（２）安全な処理

8　資源化ルートの確保

（１）小型家電製品に含まれる有用金属のリサイクル

（２）紙ごみ等の資源化ルートの確保

本市が事業者に直接売却を委託している資源物の新たな資源化ルートの確保に努めます。

（３）プラスチックの資源化ルートの検討

プラスチック類の資源化に向けた検討を行います。

① 新たに「プラスチック類」の分別項目を設け、容器包装プラスチック・製品プラスチックの両方の収集に向けた検討を実施

② ステーション回収の拡大を検討

（４）新たな資源化方策

本市で導入可能な資源化方策、分別区分の追加を検討します。

① 国や周辺自治体のごみ処理行政の動向を適宜確認

② 導入可能なごみ処理、資源化方策を適宜検討

9　ごみ手数料等

（１）指定袋に関する検討

（２）有料化に関する検討

9．生活排水処理の現状

本市の生活排水処理率は微増傾向にあり、茨城県と比較すると、令和３年度及び令和４年度ともに茨城県の平均値を上回っています。

一方で、全国と比較すると、令和３年度及び令和４年度ともに国の平均値を下回っています。

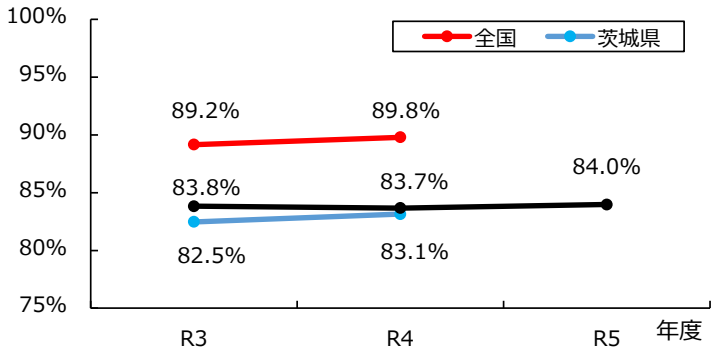

全国及び茨城県の出典：環境省一般廃棄物処理実態調査結果

10．生活排水処理の課題

（１） 生活排水処理率の向上

本市の生活排水処理率は、増加傾向にある一方で、全国の平均値を下回っています。今後も、生活雑排水を未処理で放流している単独処理浄化槽または汲み取り便槽の使用世帯に対して、公共下水道等の整備区域においては公共下水道及び農業集落排水施設への転換を、整備区域外では合併処理浄化槽への転換を推進していく必要があります。

（２） 合併処理浄化槽の整備

生活排水対策を講じる上で、合併処理浄化槽の普及も重要です。公共下水道整備区域外や農業集落排水施設整備区域外の地域等については、合併処理浄化槽の設置を推進することにより、生活排水処理率の向上を図る必要があります。

11．生活排水処理基本計画における基本理念及び基本方針

本計画では、合併処理浄化槽等の設置を推進することで、公共用水域の水質汚濁防止を図り、良好な水環境の保全に努めることを目標として、以下の基本理念、基本方針を掲げます。

（１） 基本理念

石岡市　生活排水処理基本計画　基本理念

良好な霞ヶ浦の水環境の保全をめざして

（２） 基本方針

基本方針１：合併処理浄化槽の設置促進

公共下水道等の未整備区域において、単独処理浄化槽や汲み取り便槽の使用世帯に対する合併処理浄化槽の更なる普及促進を図っていきます。

基本方針２：浄化槽の適正管理の促進

合併処理浄化槽の普及はもとより、浄化槽の設置後の機能を維持することで、公共用水域の水質汚濁を防止していくことが必要です。浄化槽の設置者へ、維持管理の徹底に向けた啓発活動等を図っていきます。

12. 生活排水処理基本計画における目標値の設定

基本理念、基本方針に基づき、生活排水処理に関する施策を実施することで、以下の目標値を達成することを目指します。

項　目	中間目標 (令和 11 年度)	計画目標 (令和 16 年度)
生活排水処理率	89.8%	91.2%

13. 生活排水処理基本計画にて推進する施策

（１）　排出管理に関する教育・啓発

・小・中学校での環境教育や広報等を活用し、家庭でできる水質汚染抑制活動の周知・啓発を行います。

・廃油回収ボックスを設置し、廃油石鹸の流通経路の確保に努めます。

・河川の水質検査を定期的に行い、市のホームページ等で情報を提供します。

（２）　公共下水道への接続率の向上

公共下水道整備区域内における公共下水道の接続率の向上を図るとともに、終末処理施設や汚水管の適切な維持管理に努めます。また、公共下水道使用料の適正化や施設管理の効率化を図り、公共下水道事業会計の安定化に努めます。

（３）　農業集落排水施設への接続率の向上

農業集落排水処理施設整備区域における農業集落排水処理施設の接続率の向上を図ります。また、将来の維持管理や経済性を考慮し、近隣の公共下水道等へ取り込むことを検討していきます。

（４）　合併処理浄化槽の整備、維持管理の促進

公共下水道等の整備区域外での新たな住宅、事務所の建設に当たっては、合併処理浄化槽を設置するよう建築主に指導していきます。また、現在単独処理浄化槽または汲み取り便槽を設置している住宅等に対し、合併処理浄化槽への切り替えを啓発するとともに、個人の合併処理浄化槽設置における設置費用の補助を継続します。

石岡市一般廃棄物処理基本計画　概要版　令和７年３月

発行　石岡市

編集　生活環境部　生活環境課

〒315-8640　茨城県石岡市石岡一丁目１－１

TEL　0299-23-1111（代表）　　FAX　0299-23-2225